

広島県告示第四十六号

次の診療所の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急診療所として認定した。

平成二十年一月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
戸坂外科医院	広島市東区戸坂千足二丁目五番一六号	平成二十三年一月二三日	更新
医療法人てっせん会秋本外科医院	広島市南区的場町一丁目七番二一号	平成二十三年一月二三日	更新
山崎整形外科内科クリニク	広島市安佐南区毘沙門台一丁目五番二三号	平成二十三年一月二三日	更新
井上外科医院	広島市安佐北区口田南三丁目三七番二四号	平成二十三年一月二三日	更新
医療法人社団沢崎外科	安芸高田市吉田町吉田六九五―一	平成二十三年一月二三日	更新
ひろおか医院	福山市今津町三丁目八番一〇号	平成二十三年一月二三日	更新
医療法人社団岡崎医院	三次市十日市中二丁目一四番三三号	平成二十三年一月二三日	更新